

総務企画局等職員衛生委員会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市職員安全衛生管理規則（平成18年川崎市規則第27号。以下「規則」という。）第9条第3項の規定に基づき設置される総務企画局等職員衛生委員会（以下「委員会」という。）に関し、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(所管局等)

第2条 委員会は、総務企画局、臨海部国際戦略本部、危機管理本部、会計室、市民オンブズマン事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局、人事委員会事務局及び議会局（以下「総務企画局等」という。）における規則第11条各号に掲げる事項を所掌するものとする。

(組 織)

第3条 委員会は、委員長及び委員16人で組織する。

2 委員長は、総務企画局総務部長とする。

3 規則第10条第4項の川崎市職員労働組合を代表する者が推薦した者とは、川崎市職員労働組合総務支部及び川崎市職員労働組合3室5局支部を代表する者が推薦した者とする。

(委員会の招集)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

2 前項の規定にかかわらず、委員の3分の1以上の請求があるときは、委員長は委員会を招集する。

(定足数)

第5条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(関係職員等の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは委員会に参考人として関係職員

等の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、総務企画局総務部庶務課に置く。

(委 任)

第8条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。